

世界湖沼会議への要望および、  
アサザを絶滅に追い込み霞ヶ浦の生態系と景観を損ない続けている  
不自然かつ不必要な水位上昇管理の見直し等を求める要望書

茨城県知事 大井川 和彦 様

2018年10月1日

NPO 法人アサザ基金

代表理事 飯島 博

茨城県主催で開催される第17回世界湖沼会議のテーマは、人と湖沼の共存～持続可能な生態系サービスを目指して～と聞いています。しかし、この会議では、霞ヶ浦の現状を踏まえた議論が行われるのか疑問です。県知事は霞ヶ浦の惨憺たる状況をご存知なのでしょうか。不都合な真実に触れることを避けながら、意味のある議論が可能なのでしょうか。

世界湖沼会議の主催者である茨城県には、この会議を関係者の前向きな議論を促し問題解決を図る格好の機会と捉え、霞ヶ浦が抱えている以下の諸課題を積極的に提示し、今後の霞ヶ浦の取り組みに生かすことを要望します。

**1. 不必要な水位上昇管理によってアサザが絶滅に追い込まれました。**

前回霞ヶ浦で湖沼会議が開催された翌年の1996年から霞ヶ浦開発事業の運用によって始まった水位上昇管理によって、アサザやヨシ原、砂浜の減少が顕著となり問題化しました。アサザが絶滅寸前にまで追い込まれた2000年にアサザ基金の要望を受け国交省は一旦水位上昇管理を中断し、アサザやヨシ原の再生が見られました、しかし、国交省は2003年から徐々に水位を上げ始め、2006年には元の水位上昇管理に戻してしまいました。その結果、霞ヶ浦に1995年以前から記録されたアサザ群落が今年ついに全て消滅し、アサザは事実上の絶滅状態に陥りました。

このように霞ヶ浦の生態系を危機的状況に陥れている水位上昇管理は霞ヶ浦を管理する国交省によるものです。そして、国交省は霞ヶ浦の水利権の大半を有する茨城県の要請により湖水位を上昇させていると聞いています。ご存知のように、茨城県は水のマスタープランにおいても水資源開発計画時（1960年代

の高度経済成長期)に想定された水需要予測を、人口減少や社会状況の変化に伴い大幅に下方修正せざるおえない状況にあります。開発水量の半分しか使われず、水位を上げる必要はありません。

霞ヶ浦のアサザを絶滅させ生態系を傷め続けている水位上昇管理は、高度成長期に予測された水量を確保するために行われているものであり、実態に合わない架空の需要に基づくものです。そして、この架空の需要に合わせた水量確保のために、アサザが絶滅しヨシ原や砂浜の侵食を促進する不適切な水位管理が国交省によって行われているのです。

## 2. 災害リスクを増大させる無謀な水位管理

この水位上昇管理は、霞ヶ浦周辺の地下水位の上昇を招くことから、地震による液状化を招き災害リスクの増大に繋がっています。2011年3月11日東日本大震災の発生時には、霞ヶ浦の冬季間の水位上昇管理が終了していましたが、潮来市日の出地区など湖周辺各地で液状化現象が起きています。もし、水位を最も上昇させていた時に震災が起きていればさらに重大な被害を及ぼした可能性があります。

また、水位上昇管理は波浪の増大を招き破堤のリスクを増大させています。そのため、国交省は堤防の沖側に石積みの消波堤を造成していますが、これにより湖の生態系が分断され極端な静穏域が作られることでミズヒマワリやオオフサモ、ホテイアオイなどの外来種の繁殖を促す結果となっています。そもそも必要の無い水位上昇管理によって、石積みの消波堤が造成され生態系の悪化を引き起こし、外来種の増加というリスクを増大させています。

水位上昇管理は、近年増加している経験したことのない豪雨による洪水の発生リスクを増大させていることは言うまでもありません。

## 3. 必要のない水位上昇管理を茨城県が実施させている。

このような時代錯誤の不適切な水位上昇管理が継続されている背景には、霞ヶ浦の大半の水利権を有する茨城県の霞ヶ浦の環境保全への無理解があります。

以前から危機的状況にあったアサザについても、県は絶滅危惧種には指定せず準絶滅危惧種に指定するにとどまり、積極的な保護を図ろうとしませんし

た。霞ヶ浦に生育していたアサザは、国内で唯一種子生産が可能な個体群であり、遺伝的多様性が維持されている唯一の生息地が霞ヶ浦でした。このように、貴重なアサザ群落に全く配慮を示そうとせず準絶滅危惧種に放置し、アサザ減少の要因となった水位上昇管理を、水利権を理由に国交省に継続させた茨城県の責任は極めて重大です。

アサザは、周辺市町村の観光パンフレットにも取り上げられ、花が満開になる時期にはテレビや新聞でも数多く紹介されてきました。また、小学校中学校高校などの教科書でも、10数万人の市民によるアサザ保護活動は取り上げられています。アサザ群落は、今回の湖沼会議のテーマである湖沼の生態系サービスを象徴する存在でありました。アサザを消滅させた茨城県の責任は重大です。

このように霞ヶ浦の生態系を損ない続けている水位上昇管理を水利権を理由に継続させ続けている茨城県に、人と湖沼の共生～持続可能な生態系サービスをテーマにした世界湖沼会議を主催する資格があるのでしょうか。

このまま茨城県が水位上昇管理を継続させて行けば、国内最大の生育地であった霞ヶ浦のアサザ絶滅が予告するように、霞ヶ浦の自然は大きく損なわれ水郷国定公園としての景観も失われ、霞ヶ浦はコンクリート護岸だけが延々と続く殺風景な水溜めに変えられてしまいます。

茨城県は、今回の湖沼会議開催を機に、これまでの霞ヶ浦保全への消極的な姿勢を改め、会議のテーマに即した方向転換を行い、その具体的な取り組みとして、不必要な水位上昇管理を中止し、持続可能な生態系サービスと人と湖沼の共生が可能な水位管理への見直しを行うことを強く要望します。

#### 4. 不十分な放射能対策の実態

私たちは一昨年から世界湖沼会議で福島第一原発事故を踏まえ「原子力災害と湖沼・水環境」をテーマにした議論を行うことを主催者に求めてきました。しかし、これらがテーマとされることはなく、会議のキーワードから「放射性物質」が外されています。

県知事は、霞ヶ浦の放射性物質の現状を把握されているのでしょうか。霞ヶ浦では、流域から流入した放射性物質がどのように蓄積しているのか詳細は明らかではないままに、国交省や水公団が底泥の浚渫を行い、掘り出した底泥に含まれる放射性物質の検査も行わずに処分をしています。このような縦割り行政に

よる問題を踏まえ話し合い意識を共有する場として、世界湖沼会議は生かされるべきだったのではないのでしょうか。私たちは、茨城県主導で国交省や環境省など関係機関を連携させ霞ヶ浦における放射性物質対策を実施する体制を早急に作ることを求めます。

## 5. 国指定天然記念物オオヒシクイ越冬地を消滅に追い込む県の不作為。

霞ヶ浦では、国指定天然記念物オオヒシクイの越冬地が、アサザと同様に消滅の危機に直面しています。霞ヶ浦は関東地方唯一の雁の越冬地であるにも関わらず、オオヒシクイが避難場所としている湖心部周辺がいまだに狩猟区域として放置され、ここ数年は採食地である稲波干拓地では軽飛行機などで脅かされたオオヒシクイが近隣の霞ヶ浦を避難場所として使えず、35キロメートルも離れた鹿島灘まで行かなければならない状況に置かれています。自然保護に消極的な茨城県の姿勢によって、関東地方に唯一残されたオオヒシクイ越冬地が消滅の危機に追い込まれています。稲波干拓地周辺の引舟地区と霞ヶ浦を早急に鳥獣保護区に指定することを求めます。

先頃発表された「いばらき霞ヶ浦宣言2018」起草委員会たたき台には、

「生態系サービスの危機」として、「多くの湖沼においては汚濁負荷の増加や周辺の開発など的人為的な圧力、地球規模の気候変動などにより、水質の悪化のみならず生物多様性が損なわれ、湖沼が本来有している生態系サービスが十分に機能しなくなりつつある。」という認識を示しつつ、「行政の役割、施策の迅速化」として、「生態系サービスを衡平に享受するため、中央政府あるいは地方政府は、真に効果のある対策を選択し、その効果を定期的に検証し、躊躇することなく見直しを行った上で、新たな対策に反映させていかなければならない。」としています。

会議の主催者である茨城県は、上記のような理念に基づき、霞ヶ浦が抱える重大な問題や課題を隠すことなく、オープンな議論の場で積極的に提示し、広く意見を求めるべきではないのでしょうか。霞ヶ浦の生態系は危機的状況にあります。茨城県には、霞ヶ浦を管理する国交省をはじめ環境省等の関係機関が一堂に会する今回の会議の場を生かし「真に効果のある対策を選択し、その効果を定期的に検証し、躊躇することなく見直しを行った上で、新たな対策に反映させる義務があります。

以下の項目について2018年10月14日までに文書にてご回答ください。

1. 霞ヶ浦の水利権者である茨城県は、現在行われている生態系を損なう水位上昇管理の中止を国交省に求めること。
2. 関係機関が揃う世界湖沼会議において持続可能な生態系サービスと人と湖沼の共生が可能な水位管理への見直しを議論すること。
3. 茨城県は、持続可能な生態系サービスと人と湖沼の共生が可能な水位管理を実施するために協議の場を設置するなど必要な措置を講じること。
4. 茨城県主導で国交省や環境省など関係機関を連携させ、霞ヶ浦における放射性物質対策を実施する体制を早急に作ること。
5. 関係機関が揃う世界湖沼会議において、霞ヶ浦の放射性物質対策についての議論を行い今後の対策に生かすこと。
6. 関東地方に唯一残されたオオヒシクイ越冬地を存続させるため、稲波干拓地周辺の引舟地区と霞ヶ浦湖心部周辺を早急に鳥獣保護区に指定すること。
7. 今回の世界湖沼会議の企画運営を議論する委員会等には限定された一部の市民団体しか参加していませんが、主催者である県はどのような基準で委員会等への参加を求める市民団体を選定したのかを明らかにしてください。(前回国内で開催された滋賀県主催の2001年第9回世界湖沼会議では、多くの市民団体関係者が企画運営に関わる委員に選ばれていました。霞ヶ浦からも当団体の前身となる団体代表が委員として参加しています。今回の会議では、市民参加は大きく後退したと言えませんか。)

NPO 法人アサザ基金 〒300-1222 牛久市南 3-4-21  
電話 029-871-7166  
E-mail [asaza@jcom.home.ne.jp](mailto:asaza@jcom.home.ne.jp)